

がん治療と仕事の両立のために

傷病手当金を活用しよう！

傷病手当金とは

- 傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

社労士から一言

私傷病で働けない場合に健康保険から、傷病手当金が支給されます。国民健康保険は任意給付になり、傷病手当金が給付されないケースがあります。



支給される条件

傷病手当金は、次の(1)から(4)の条件をすべて満たしたときに支給されます。

(1)業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること。

※

健康保険給付として受ける療養に限らず、自費で診療を受けた場合でも、仕事に就くことができないことについての証明があるときは支給対象となります。また、自宅療養の期間についても支給対象となります。

ただし、業務上・通勤災害によるもの（労災保険の給付対象）や病気と見なされないもの（美容整形など）は支給対象外です。

支給される条件

(2) 仕事に就くことができないこと。

仕事に就くことができない状態の判定は、療養担当者の意見等を基に、被保険者の仕事の内容を考慮して判断されます。

社労士から一言

仕事に就くことができない状態か判定する期間が待期期間になります。



支給される条件

(3)連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと。

業務外の事由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ日から連続して3日間（待期）の後、4日目以降の仕事に就けなかった日に対して支給されます。

待期には、有給休暇、土日・祝日等の公休日も含まれるため、給与の支払いがあったかどうかは関係ありません。

また、就労時間中に業務外の事由で発生した病気やケガについて仕事に就くことができない状態となった場合には、その日を待期の初日として起算されます。

待期3日間とは？

●「待期3日間」の考え方

休 出 休 休 出 出 休 休 出 休 …… 待期完成せず

休 休 休 出 休 休 休 休 休 休

待期完成 傷病手当金受給

休 休 出 休 休 休 休 休 休 休

待期完成 傷病手当金受給

支給される条件

有給休暇で休むと給与が支給されるので、原則傷病手当金は支給されません。

(4)休業した期間について給与の支払いがないこと。

業務外の事由による病気やケガで休業している期間について生活保障を行う制度のため、給与が支払われている間は、傷病手当金は支給されません。**(有給休暇で給与の支払いがある場合等)**

ただし、給与の支払いがあっても、~~傷病手当金の額~~よりも少ない場合は、その差額が支給されます。

(ポイント)

任意継続被保険者である期間中に発生した病気・ケガについては、傷病手当金は支給されません。

**※任意継続被保険者が傷病手当金をもらえるケースは
在職中に傷病手当金の受給資格がある場合です。**

気になる傷病手当金の支給額は？

支給される傷病手当金の額

傷病手当金は、1日につき被保険者の標準報酬日額の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）が支給されます。標準報酬日額は、標準報酬月額を30で割った額（10円未満四捨五入）です。給与の支払があって、その給与が傷病手当金の額より少ない場合は、傷病手当金と給与の差額が支給されます。

（例）標準報酬月額300,000円（標準報酬日額=10,000円）の場合 1日につき10,000円×3分の2=6,667円（50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は切り上げる）



平成28年4月から給付金額の
支給方法が変わります！

傷病手当金の計算方法 ①

平成28年3月31日までの支給金額

1日あたりの金額 $\left[\text{休んだ日の標準報酬月額} \right] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$



平成28年4月1日からの支給金額

1日あたりの金額 $\left[\text{支給開始日}^* \text{以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額} \right] \div 30 \text{日} \times \frac{2}{3}$

*支給開始日とは、一番最初に給付が支給された日のことです

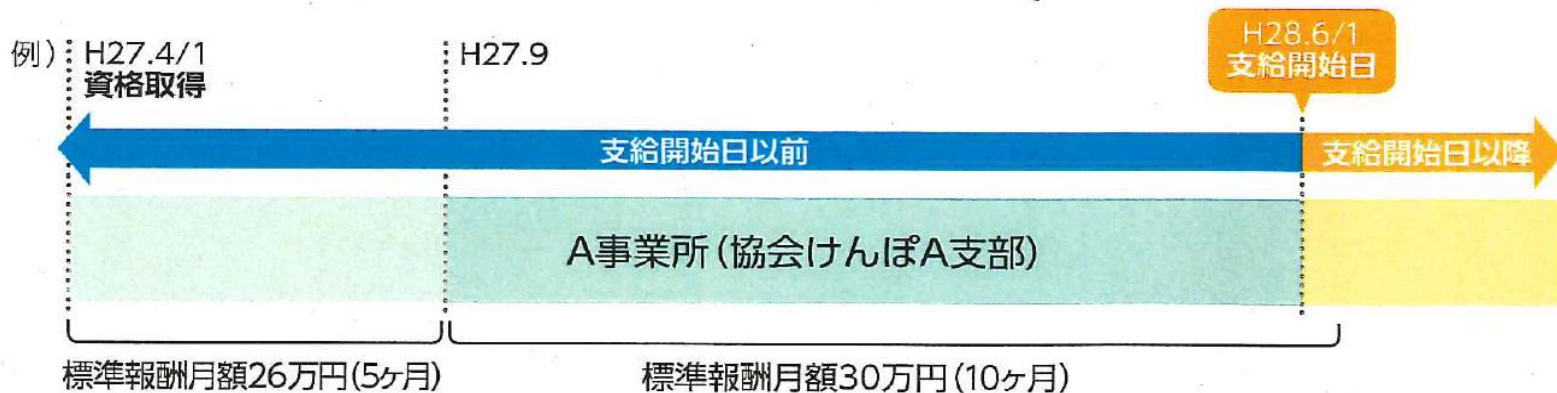
傷病手当金の計算方法 ②

◎支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額
の平均額
- 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保
険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

を比べて少ない方の額を
使用して計算します。

◎支給開始日以前に12ヶ月の標準報酬月額がある場合



傷病手当金 計算例

平成28年6月に待期が完成し、支給開始される場合

支給開始日以前の12ヶ月(H27.7~H28.6)の各月の標準報酬月額を合算して平均額を算出します。

$$(26\text{万円} \times 2\text{ヶ月} + 30\text{万円} \times 10\text{ヶ月}) \div 12\text{ヶ月} \div 30\text{日}^{\ast 1} \times \frac{2}{3}^{\ast 2} = \overset{\text{支給日額}}{6,520\text{円}}$$

※1 「30日」で割ったところで1の位を四捨五入します

※2 「 $\frac{2}{3}$ 」で計算した金額に小数点があれば、小数点第1位を四捨五入します

退職後 . . . 傷病手当金はもらえるの？

資格喪失後の継続給付について

資格喪失の日の前日（退職日等）まで被保険者期間が継続して1年以上あり、被保険者資格喪失日の前日に、現に傷病手当金を受けているか、受けられる状態[(1)(2)(3)の条件を満たしている]であれば、資格喪失後も引き続き支給を受けることができます。ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後更に仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。

